

防管装第3544号
14. 4. 19
一部改正 防経装第248号
19. 1. 9
一部改正 防経装第7114号
19. 7. 26
一部改正 防経装第8309号
19. 8. 30
一部改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1
一部改正 防装宁(事)第178号
令和2年3月31日
一部改正 防装宁(事)第447号
令和2年12月25日

管 理 局 長
施 設 等 機 関 の 長
各 幕 僚 長
統 合 幕 僚 会 議 議 長
技 術 研 究 本 部 長
契 約 本 部 長
殿

事 務 次 官

「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う装備品等の調達契約に係る債権譲渡制限特約の部分的解除について（通達）

「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う中小企業庁からの依頼については、管装第143号（14. 1. 11）により管理局長から通知したところであるが、当該依頼の趣旨のより一層の徹底を図り、売掛債権担保融資保証制度の活用を促進するため、今後は、装備品等の調達契約に係る債権譲渡禁止特約の部分的解除を行うこととし、別添のとおり実施することとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、契約相手方よりこの通達に基づく債権譲渡の承諾申請書又は通知書を受領した場合には、平成14年6月30日までの間はその都度、それ以降は別途管理局長が指定する方法により、管理局長に報告されたい。平成27年10月1日以降は、防衛装備庁長官が指定する方法により、防衛装備庁長官に報告されたい。

「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う装備品等の調達契約に係る債権譲渡制限特約の部分的解除について

1 特約条項

- (1) 流動資産担保融資保証制度（以下「保証制度」という。）の活用を促進するため、今後、装備品等及び役務の調達に係る契約（施設等の建設工事請負契約を除く。）を新規に締結する場合には、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を付して契約するものとし、当該特約条項は、特に支障のない限り、別紙様式の基準によるものとする。ただし、すでに締結された契約について、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を付すための変更契約を締結することを妨げない。
- (2) 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、契約の締結に先立ち、契約相手方に「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を交付（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）については、当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による提供）の上、当該契約相手方の同意を得るものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、契約相手方が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）でないことが明らかである場合には、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を付さずに契約するものとする。

2 対象となる契約

「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を付すべき契約は、当分の間、当該契約の予定価格を市場価格方式（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年庁訓第35号）第2条第6号に規定する計算方式をいう。）により算定するものに限るものとする。

3 債権譲渡制限特約の部分的解除の対象となる債権

保証制度創設の趣旨に鑑み、債権譲渡制限特約の部分的解除の対象となる債権は、契約相手方たる中小企業者が防衛省に対して有する債権であって、信用保証協会（信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）及び当該中小企業者と取引のある金融機関（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規

定する金融機関に限る。以下同じ。) に対し、当該金融機関からの融資の担保として譲渡されるものであること、また、譲渡された債権は信用保証協会と当該金融機関の準共有となること等、保証制度に基づき適切に譲渡されるものとする。

4 譲渡可能な債権

債権譲渡制限特約の部分的解除の対象となる債権は、当該債権を譲渡しようとする時点において、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 契約相手方たる中小企業者が反対給付の履行を完了していることを受領検査調書や納品書などにより確認しており、防衛省として同時履行の抗弁権を行使する必要のない債権であること。
- (2) 確定契約以外の契約においては、金額が確定した債権であること。

5 条件を付した承諾

債権譲渡の承諾を行う場合には、防衛省の有する権利及び利益を明確にするため、債権の譲渡人（契約相手方たる中小企業者）及び譲受人（信用保証協会及び金融機関）に対し、債権の譲渡によって、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅及び契約条項に基づく契約金額の変更その他の契約内容の将来の変更、その他原契約に基づき防衛省が有する権利及び利益に一切の影響が生じないことを条件として承諾しなければならない。

6 既に締結されている契約の取扱い

この通達を発出するまでに既に締結されている契約について、契約相手方である中小企業者より、流動資産担保融資保証制度を利用するため、債権譲渡の承諾申請があった場合には、第2項から前項までの規定を準用するものとする。

7 譲渡の承諾

前2項の規定により債権譲渡を承諾する場合には、遅滞なく承諾するものとする。

8 適用範囲

この通達の規定を適用する契約実施機関の範囲については、別途防衛装備庁長官が指定するものとする。

9 関係者への周知徹底

保証制度の活用を促進するため、防衛省との契約について、入札等に参加しようとする者、契約を締結しようとする者及び契約を締結した者に対し、保証制度の内容、この通達の規定及び「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」について、周知徹底を図るものとする。

10 委任事項

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長が定めるものとする。

11 その他

保証制度の創設に伴う債権譲渡制限の部分的解除にかかわらず、防衛省として、今後とも、代金の支払の迅速化に努めるものとする。

(別紙様式)

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

第1条 契約書第○条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払によ

る債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿
(又は分任支出負担行為担当官)

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ ○○銀行フリガナ ○○支店・口座の種類
フリガナ 口座人名義○○・口座番号○○○○

〇〇〇第〇〇〇〇号
年 月 日

債権譲渡承諾書

住 所：
譲渡人：(甲) 〇〇株式会社
代表者：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社〇〇銀行
代表者：

住 所：
譲渡人：(丙) 〇〇信用保証協会
代表者：

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払は、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官
(又は分任支出負担行為担当官)

確認日付欄

(お問い合わせ先)
担当：
電話：

債権譲渡通知書

支出負担行為担当官 殿
(又は分任支出負担行為担当官)

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【準確定契約及び概算契約の場合は記述】、かつ○年○月○日に契約金額が確定しました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件通知の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ ○○銀行フリガナ ○○支店・口座の種類
口座人名義フリガナ ○○・口座番号○○○○

注：本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。